

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	水戸市環境整備事業協同組合	水戸市見川町1795-67

2 入札参加資格停止措置期間 令和8年5月13日から令和8年7月12日まで(2カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

水戸市環境整備事業協同組合は、本市発注の水戸地区燃えるごみ及び燃えないごみ収集運搬業務委託において、令和8年3月17日、塵芥収集車(運転手と作業員が2名で乗車)で運搬した廃棄物を焼却施設のごみピット内に投入し、同施設を出た後、荷箱内に異物が残っていたことから、車両を一時停止させ、作業員が異物の確認作業を行った。その際、車両とテールゲートに挟まれる事故を防止するための安全棒を作業員が設置せずに作業を行ったこととあわせ、作業員の作業状況を確認せずに運転手がテールゲートを下げてしまうなど、不適切な安全管理の措置により、作業員がテールゲートに挟まれ、死亡する事故を生じさせた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第3第6号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故(市発注工事等)」のウに該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第3第6号 ウ 安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月